

運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は公益社団法人天童青年会議所（以下、本会議所という。）定款に基づき、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるために、組織運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 役職

(役職)

第2条

本会議所は役職として、理事長のほか、副理事長 5 名以内、専務理事 1 人を置く。

第 3 章 例会・理事会・常任理事会

(例会・理事会・常任理事会)

第 3 条

例会・理事会・常任理事会に関し、定款に定めるものの他、以下の原則に則って開催する。

- (1) 例会は原則として毎月第 1 月曜日に開催する。但し開催日に関しては理事会の承認をもって設定するもので、必ずしも原則にとらわれるものではない。
- (2) 例会の運営については、例会開催前に理事会の承認を受けなければならない。
- (3) 定例理事会は原則として毎月第 2 月曜日に開催する。
- (4) 常任理事会は、原則として毎月第 4 月曜日に開催し、理事長は必要に応じて臨時常任理事会を開催することができる。

(5) 常任理事会の運営については、定款41条・42条・43条を準用する。

(6) 理事に選任されずに顧問の職に選任された者は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(7) 定款第43条に定める「特別な利害関係を有する理事」とは、10万円以下の利害に関わる決議に関しては、これに該当しないものとする。

第3章 室及び委員会

(室及び室長)

第4条

定款第47条の規程に基づく委員会は、その性格内容に応じて室に分別することができる。

2. 室長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、担当する委員会を統轄する。

(委員会の設置)

第5条

定款第3条の目的を達成すべく第5条及び第6条の事業を行うため、委員会、特別委員会または会議を理事会において設置する。

2. 前項において、各委員会・会議の職務分掌を明確にするため、あらかじめその内容を理事会で決定する。

(構成)

第6条

委員会には、委員長1名、副委員長1名以上、幹事1名以上及び委員若干名を置く。

2. 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、委員会を代表してその活動を統轄する。

3. 委員長は理事会の承認を得て、副委員長、幹事及び委員を正会員のうちから任命する。但し、副委員長の任命については、理事長が理事会の承認を得て任命することもできるものとする。

4. 副委員長・幹事は、それぞれ次の事項に掲げる任務をもつ。

(1) 副委員長

委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(2) 幹事

委員会の事務を統括し、委員会の運営及び会計を補佐する。

(開催)

第7条

委員会は委員長が招集し、月1回以上開催する。

(責務)

第8条

事業を立案、実施するにあたり理事会の決議を要する。その事業実施に必要な事業費については、理事会の承認した予算に準拠し執行する。

2. 委員会開催にあたっての資料、議事録等の保管、管理を行う。

3. 事業終了後、速やかに報告書を作成し、会計帳票等により支払先・支払日・

用途を明確にした決算書を添付し理事会にて承認を得る。

(特別委員会・会議)

第9条

特別委員会・会議の運営は、第5条及び7条を準用する。

第5章 特定事業

(特定事業)

第10条

当会議所の事業において行う例会以外の事業のうち、理事会で特に指定された事業を特定事業という。

2. 前項の事業は、会員全員が参加可能なものであり、かつ、会員に対し事業開催の1週間前までに特定事業である旨の通知をしたものでなければならない。

規程の改廃

(本規程の改廃)

第11条

本規程の改廃は、総会の決議による。

附則

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

この規程は、令和2年9月2日より改定する。

